

教員の懲戒処分について

令和元年7月24日に横浜市立大学附属病院（金沢区福浦3-9）で発生した、臨床研究におけるメール誤送信による患者情報の漏えいに関して、本日付で次のとおり懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

所属	職位	性別	年齢	処分内容
医学群	助教	男性	40代	停職14日
医学群	准教授	男性	50代	減給

2 管理監督者への人事的措置

所属	職位	性別	年齢	処分内容
医学群	教授	男性	60代	文書訓戒

3 事案の概要

令和元年7月24日（水）に、膀胱がんの予後に関する臨床研究の調査を実施していた過程で、患者情報のエクセルファイルを誤って2つの宛先不明のアドレスに送信し、患者情報を漏えいしました（令和元年8月5日発表済）。

これを受け、懲戒審査委員会で懲戒処分の必要性、内容・程度等を審議し、上記処分を決定したものです。

当該助教については、収集した患者情報を厳格に管理する責務があるにも関わらず、個人情報記載されたファイルを十分なセキュリティ対策を行わないままメールにより送付するとともに、個人情報の送付先が正しいかどうかを確認するという、基本作業を怠っていたことを重く捉え、停職14日の処分としました。また、研究責任者である准教授については、個人情報の適切な取扱いには十分に注意をしなければならないにもかかわらず、事態を見過ごしていたこと等を踏まえ、減給処分としました。

このほか、管理監督者に対して、文書による訓戒を行いました。

4 吉川 よしかわ 雅和 まさかず 人事部長コメント

横浜市立大学は、今回の患者情報の漏えいという事態を重く受け止め、現在審議中の附属病院臨床研究等調査委員会による調査結果等を踏まえ、教職員を対象に個人情報管理に関する指導等を通じて、全学を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

お問合せ先

横浜市立大学人事部長（人事課長） 吉川 雅和 Tel 045-787-2006